

提案基準1 「農家の分家住宅」

農家の分家住宅で、次に掲げる要件に該当し、やむを得ないと認められるものについては、法第34条第14号又は令第36条第1項第3号ホの規定により開発審査会に付議することとする。

- 1 (1) 申請者は、農業を営む者の直系卑属等であり、農業を営む者の世帯（以下「農家」という。）の世帯構成員として、現に同居している者又は現在は農家から離れて生活しているが、以前に世帯構成員として同居していた者であること。
なお、農業を営む者の直系卑属等とは、農業を営む者の直系卑属（直系卑属の配偶者を含む。）及び兄弟姉妹（配偶者の兄弟姉妹を除く。）をいう。
- (2) 「分家住宅」は、自己用の一戸建て住宅であること。
- 2 「分家住宅として認められるもの」とは、次のとおりとする。
 - (1) 分家する者が、分家した後において農業にたずさわると認められるものであること。
 - (2) 分家する者につき、一住宅一回限り認められるものであること。
- 3 (1) 分家住宅の建築予定地（以下「予定地」という。）は、原則として当該農家と同一の集落又は周辺の地域であること。
 - (2) 予定地は、土地の登記事項証明書等で当該農家又は申請者がすでに相当期間所有していることを確認できること。
 - (3) 予定地に住宅を建築しなければならない理由が存すること。

<留意事項>

ア 農家かどうかは、奈良市内の市街化調整区域内において0.1ヘクタール以上の農地があるかによって判断し、市街化区域内のものは含めないこと。また、その農地から予定地を除くこと。

イ Uターン等に係る者も対象となる。

ウ 要件3(2)の「相当期間」とは、原則として1年以上であること。

エ 結婚その他独立して世帯を構成する等合理的事情を有するものであること。